資料5－5

平成29年8月29日版　素案（修正版）

（答申の日付）平成２９年９月１５日

古賀市長　　中　村　隆　象　様

古賀市上下水道事業経営等審議会

会長

古賀市下水道事業の経営のあり方について（答申）（案）

地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）で定められた公営企業である下水道事業（公共下水道事業・農業集落排水事業）は、「汚水私費・雨水公費」の原則に基づく負担のもと、下水道使用料等による独立採算による健全な事業経営が求められており、このことは、将来にわたった安定した事業運営に寄与するものです。

しかしながら、現状また中期試算においても「使用料で賄うべき経費（使用料対象経費）」の一部を一般会計からの基準外繰入金に依存し経営を行っている状況であり、今後も増大していく施設の老朽化等による改築更新費等を見据え、安定的な事業運営を行うための使用者負担のあり方を検証することが急務であると考えます。

当審議会では、平成 29 年 6 月 2 日付けで古賀市長から諮問された「古賀市下水道事業経営のあり方」について、全 5 回の会議において慎重に既述の課題等を検証し、審議を重ねてきた結果を次のとおり答申します。

記

下水道事業の「使用料で賄うべき経費（使用料対象経費）」の一部を一般会計からの基準外繰入金に依存している現状と中期試算を鑑みて、下水道使用料の増額改定が必要であるとの結論に至りました。

審議会においては、平成３１年度から平成３３年度までの「使用料で賄うべき経費（使用料対象経費）」の赤字額解消について、下水道使用料改定による使用者の負担増の考慮と下水道事業の更なる経営改善等により年間約１，０００万円、3 年間で約３，０００万円の資本費分赤字額削減の努力を求めることを含め検証した結果、「使用料で賄うべき経費（使用料対象経費）」のうち維持管理経費１００％、資本費の９８．８％の回収が必要であり、現

行使用料と比べ７．７５％の増額改定が必要です。

改定率の判断にあたっては、標準家庭使用料（1 か月に２０㎥使用）における改定額にも着目し、７．７５％の改定がなされても県内他市における使用料の平均以下であり、総務省が示した標準使用料より安価であることから利用者の理解は得られるものと考えます。

更に、現行計画による下水道使用者の増もさることながら、新たな区域拡大による使用者の増についても積極的に検証と働きかけを進め、使用者の増加、ひいては、使用料収入の増額に努められることを望み、申し添えます。

また、今回の答申は使用料算定期間を平成 31 年度から 33 年度までとし算定したものであることから、当該期間における下水道使用料の改定を確実に実施されますよう切に望むとともに、下水道を取り巻く環境や社会情勢の変化、使用者負担の急激な変化等を考慮しながら、中期試算に基づいて 3 年から 4 年をサイクルとして使用料のあり方について検証されますよう申し添えます。

終わりに、今回は、使用料全体の改定率について答申したものであり、使用料体系については、社会的弱者の救済などの個別的政策、大口使用者の使用料の増加など各使用量階層の状況等配慮のうえ市において適正に改定されるよう望みます。

以上

古賀市上下水道事業経営等審議会

会長　　大久保　重幸
副会長　後藤　光男
委員　　浦野　倫平
委員　　中島　文博
委員　　西本　由佳
委員　　藤野　加寿枝
委員　　宮崎　さゆり
委員　　山田　稔恵